

戦争時の御労苦に 総理大臣の書状等を贈呈

平和祈念事業特別基金は、法律に基づき、昭和63年7月に設立された総理府所管の認可法人です。この基金は、戦後強制抑留者、恩給欠格者、引揚者など関係者の方々の戦争犠牲による御労苦に対して国民の理解を深めるとともに、慰藉の念を示す事業を行っています。贈呈事業はその一環として実施され、内閣総理大臣名による書状などを贈呈しています。戦後強制抑留者関係の贈呈事業については、請求期限が平成5年3月31日までと迫っていますので、早めに請求してください。

平和祈念事業特別基金

戦後強制抑留者のみなさんへ

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方またはその御遺族に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています。このうち年金恩給などを受給されていない方には、併せて慰労金として10万円の国債が支給されます。

恩給欠格者のみなさんへ

軍歴期間が短いため年金恩給を受けられない、いわゆる恩給欠格者の方で、外地等の勤務経験があり、加算年を含めた在職年が3年以上の方に内閣総理大臣名の書状を、このうち70歳以上の方には高齢者の順に併せて銀杯等を贈呈しています。

引揚者のみなさんへ

先の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方で、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」による特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

※請求とお問い合わせは、平和祈念事業特別基金（☎03-3945-4703・4704）へ。
【請求書類は役場福祉課においてあります】

がん征圧月間

9月1日～30日

“予防の知識とこまめな検診

これがわが家のがん対策”



がん防止12か条

- ① バランスのとれた栄養をとる
- ② 同じ食品を繰り返し食べない
- ③ 食べすぎを避け、脂肪はひかえめに
- ④ 深酒はしない
- ⑤ タバコは少なくする
- ⑥ 適量のビタミンA・C・Eと多くの繊維質をとる
- ⑦ 塩辛いものを多量に食べない、あまり熱いものをとらない
- ⑧ ひどく焦げた部分は食べない
- ⑨ カビの生えたものは食べない
- ⑩ 過度の日光にあたらさない
- ⑪ 適度にスポーツをする
- ⑫ からだを清潔に保つ